

三崎漁港(二町谷地区)水産物流通加工業務団地 立地支援について

三崎漁港(二町谷地区)水産物流通加工業務団地の分譲地は三浦市の産業振興上特に重要であると認められた指定地域です。指定地域への企業等の立地には、以下のとおり支援措置が講じられます。

1 指定地域

三崎5丁目のうち 255番1、256番、257番1、258番1、259番 の区域

2 支援措置

(1) 固定資産税等の課税免除

指定地域内に所有する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税につき、立地後5年度分限り課税を免除する。

※上記課税免除の対象固定資産は、同時に「不動産取得税の約1/2減免(神奈川県の実施措置)」の対象となります。

(2) 雇用奨励金の交付

指定地域内で事業を開始するために三浦市民を正社員として新規に1年以上継続雇用した場合、1名につき14万円の雇用奨励金を事業者に対し交付する。

3 対象要件

(固定資産税等の課税減免と雇用奨励金の交付 共通要件)

- (1) 営利を目的として事業を営む法人又は個人が指定地域内に事業所を新設、移設又は増設する場合。
- (2) 平成28年3月31日までに立地すること。
- (3) 税の滞納が無いこと。
- (4) 本市の経済発展に寄与し、まちづくりに相応しい事業内容であること。

(固定資産税の課税減免 個別要件)

- (1) 二町谷地区の指定地域に対する投下資本額(固定資産の取得に要した費用)が1億円以上(土地の取得が無い場合は5千万円以上)であること。

(雇用奨励金の交付 個別要件)

- (1) 二町谷地区の指定地域に立地した企業等が、三浦市民を新規に正社員として雇用し、且つ1年以上継続して雇用すること。

■上記支援措置の申請は、立地後(＝事業開始後)2カ月以内に書類の提出が必要です。申請をご検討の際は、立地前の早い段階で下記担当までご相談下さい。

■なお、二町谷地区分譲地に関するお問い合わせも下記担当までご相談ください。

■お問い合わせ先■三浦市政策部市長室 電話(046)882-1111(内線442)

E-mail: seisaku0201@city.miura.kanagawa.jp

〜〜 三浦市 雇用奨励金交付制度のご案内 〜

三浦市では、二町谷地区への企業進出をご検討して頂くため、平成25年7月23日付け「三浦市企業等立地促進条例」の一部を改正し「雇用奨励金交付制度」を新設しましたのでご案内いたします。

【雇用奨励金交付制度の概要】

二町谷地区に立地した企業等が、三浦市民を新規に正社員として雇用し、且つ1年以上継続して雇用した者を新規雇用正社員と位置付け、1人につき14万円を企業に対して交付いたします。(但し、1企業1回のみとします。)

【企業等の適用要件】

- (1) 平成28年3月31日までに立地すること
- (2) 納期限が到来した国税、都道府県税、市県民税及び特別区税を完納していること
- (3) 事業内容が本市の経済発展に寄与し、且つまちづくりにふさわしいと市長が認めるもの

【新規雇用正社員の説明と交付対象要件】

新規雇用正社員とは、①企業等と期間の定めがない雇用契約を締結し、②常時雇用する雇用形態をとり、③直接雇用される従業員のうち、④社会保険及び⑤雇用保険に加入しており、⑥1週間の所定労働時間が30時間以上の者で、⑦立地の日の3か月前から立地の日の12か月後までの間に新たに雇用された正社員です。

なお、雇用奨励金の交付対象となる新規雇用正社員とは『①三浦市に住民登録されている者を正社員として新規雇用する。②雇用奨励交付申請書を出す時点で1年以上継続して雇用している。』これらのことを条件としています。

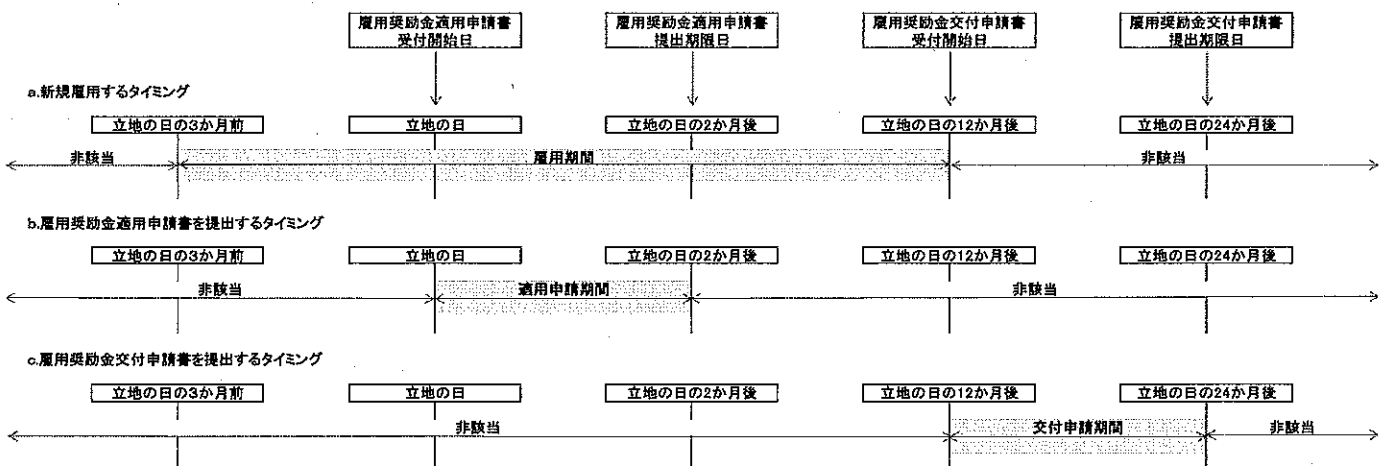
※ 新規雇用正社員は、雇用する時点で三浦市に住民登録されている必要があります。住民登録の時期は、下記の表-1の「aの雇用期間」の前でも構いません。

※ 新規雇用は、下記の表-1「aの雇用期間(立地の日の3か月前から立地の日の12か月後までの間)」に行う必要があります。

【立地から交付申請までの流れ】

- (1) 新規雇用正社員は下記の表-1の「aの雇用期間」に雇用された者が対象となります。
- (2) 下記の表-1「bの適用申請期間」に雇用奨励金適用申請書を市へ提出。
※ 立地の日から2か月以内に申請する必要があります。
- (3) 下記の表-1「cの交付申請期間」に雇用奨励金交付申請書を市へ提出。

表-1 雇用奨励金に関する期間



※ 雇用奨励金の交付を希望される場合は、必ず立地前にご相談ください。

■お問い合わせ先■ 三浦市政策部市長室 電話(046)882-1111(内線442)

Eメール : seisaku0201@city.miura.kanagawa.jp